

## <障害福祉サービス等の利用者負担に関する減免制度について>

### 高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児通所給付費 一国制度

【同一世帯の費用負担を軽減】（※原則として住民基本台帳上の同一世帯）

つぎのサービスの利用者負担額を利用月ごとに合算します。

- ・障害福祉サービス（移動支援と日中一時支援は除く）
- ・介護保険（同一の人が障害福祉サービスと併用している場合に限る）
- ・児童通所支援
- ・補装具（同一の人が障害福祉サービスと併用している場合に限る。決定月を利用月とみなします。）

※対象外の費用

- ・食費・光熱水費・教材費などのサービスの1割負担以外のもの
- ・補装具費の自費購入分

世帯合算の負担上限月額はつぎのとおりです。

所得区分	課税状況など	負担上限月額
低所得 及び 生活保護	市町村民税 非課税世帯 及び 生活保護世帯	0円
一般1・一般2	市町村民税 課税世帯	37,200円

この上限月額を超えた部分について高額障害福祉サービス等給付費または高額障害児通所給付費として支給されます。

【障害児の特例について】

つぎの(1)、(2)のいずれかに該当する場合の負担上限月額はつぎの表のとおりです。

- (1) 同一の児童が障害福祉サービスと児童通所支援を利用している
- (2) 同一世帯に障害福祉サービスか児童通所支援を利用している児童が複数いる

所得区分	課税状況など	負担上限月額
低所得 及び 生活保護	市町村民税 非課税世帯 及び 生活保護世帯	0円
一般1	市町村民税 課税世帯 (世帯の市民税所得割額の 合計が28万円未満)	4,600円
一般2	市町村民税 課税世帯 (世帯の市民税所得割額の 合計が28万円以上)	37,200円

※補装具は、障害児の特例の対象外です。

## 【個人に対する費用負担を軽減】

同じ月に利用したサービスの利用者負担額（その他の減免制度を適用後の利用者負担額）を個人単位で合算

- ・ 障害福祉サービス（移動支援，日中一時支援含む）
- ・ 補装具（決定月を利用月とみなします）
- ・ 自立支援医療
- ・ 療養介護医療費
- ・ 日常生活用具（決定月を利用月とみなします）
- ・ 訪問入浴サービス
- ・ 児童通所支援

## ※対象外費用

- ・ 食費・光熱水費・教材費などのサービスの1割負担以外のもの
- ・ 補装具費及び日常生活用具費の自費購入分

所得区分	負担上限月額
すべての所得区分	37,200円

合算額が37,200円を超えた部分について福山市福祉サービス利用者負担軽減事業費として支給します。

## 【申請について】

## 申請書

- (1) 高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児通所給付費支給申請書
  - (2) 支払相手方登録依頼書（2回目以降は不要）
- 「高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児通所給付費」と「福山市福祉サービス利用者負担軽減事業」を一つの申請書で行います。

## 必要なもの

- ・ 利用したサービスの受給者証
- ・ 領収書または領収証明書（福山市の様式があります）
- ・ 印鑑（代理の場合は代理者の印鑑と申請者の印鑑）
- ・ 預金通帳（振込を希望される口座の通帳）

## 受付時期

サービスを受けた月の翌々月から，申請を受け付けます。原則，申請の翌月末に振込をします。

（例：4月利用分 → 6月以降に申請）

## 【介護保険サービスについて】

## 介護保険サービス

介護保険サービスは，同じ人が障害福祉サービスと介護保険サービスを同月に利用した場合に限り対象となります。

また，高額介護サービス費等受領後の利用者負担額が対象となりますので，先に高額介護サービス費を申請してください。